

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 中村天風財団及び賛助会行事実施ガイドライン（第四版）

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染防止のために当面の間、中村天風財団（以下「財団」という）及び財団が認可する賛助会（以下「賛助会」という）が実施する行事において、その行事責任者が遵守する事項を示す。

ここで行事責任者とは以下の者を指し、行事实施の可否、行事实施中の体調不良者への対処、行事途中での中止についての判断を行い、責任を負う。

（行事責任者）

- ・財団主催行事については財団理事長ないしは財団理事長の命を受けた実行委員長
- ・財団が賛助会に委託した行事については賛助会代表者
- ・賛助会主催行事については賛助会代表者
- ・賛助会傘下の集いが主催する行事については集い代表者

なお、一度に行事に参加できる人数は、国が示す「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」や地方自治体からの要請に準拠するものとする。

I 一般事項

1 中村天風財団の遵守事項

（1）ガイドラインの周知・徹底

- ①本ガイドラインの趣旨及び内容を理解し、行事責任者からの照会にも対応できる体制を構築する。また、ガイドラインをホームページ（以下「HP」という）に掲載するとともに、会館、事務局等に備え置き、周知を図るとともに、内容の徹底に努める。

（2）ガイドライン実施事項の確認

- ①ガイドラインの履行確認のため、「行事開催申請書」（様式1）及び「新型コロナウイルス感染症対策チェック表」（別添）を財団あて提出するよう周知し、履行状況の把握に努める。
- ②確認時又は確認後、行事責任者の履行状況に不備や不足がある場合には、行事責任者に適切な助言や指導を行う。
- ③行事責任者が遵守事項を守らない場合、又は助言や指導に応じない場合は、行事責任者に対し、中村天風財団の冠を付した行事ができない旨を伝える。

2 行事責任者の遵守事項

(1) 事前準備

- ①「志るべ」等で広報を行う前月の10日までに、中村天風財団あて「行事開催申請書」（様式1）及び「新型コロナウイルス感染症対策チェック表」（別添）を提出し、了承を得た後、行事の広報手続きを開始する。
- ②このガイドラインで示す配布物・備品・消耗品・衛生用品等を必ず用意するとともに、「行事参加行動ポリシー（留意事項）」を作成し、事前に参加者（以下「講師、運営スタッフも含む」）に周知する。また、行事中に使用するマスク、使用済みマスクを保管するビニール袋など、持参すべき品物についても参加者に周知する。
- ③参加者に対して行事の開催通知、チラシ、HP等により、健康状態申告書（様式3）に記載されている事項を確認した上で参加することと、検温をされてない場合は参加をお断りすることがあることを周知、徹底する。
- ④感染拡大防止のために、参加者の連絡先等の把握（様式4）を徹底する。また、万一感染者が出た場合は、この個人情報を使用して情報伝達を行うとともに、必要に応じてこの個人情報は保健所等の公的機関へ提供され得ることを参加者に事前に周知する。
- ⑤休憩時間も含め密集を抑えるため、利用範囲の広さに応じて参加者の間隔が十分とれるよう定員も含めて行事を計画する。
- ⑥開催当日、参加予定人数を超えて参加者が来場することのないよう、事前の対策（参加予約制など）をとっておく。
- ⑦あらかじめ一人以上の救急担当者を決めておく。
- ⑧医療機関（又は医療従事者）に連絡が取れる体制をとっておく。
- ⑨大規模なイベント（参加者100名以上）を実施する場合には、医療従事者を常駐させる。
- ⑩万一、国や地方自治体よりイベント開催制限や外出自粛等の要請、又はこれに準ずる措置がなされた場合には開催を中止し、速やかに参加者に周知する。
このため、広報（行事案内）に際して「万一、国や地方自治体よりイベント開催制限や外出自粛等の要請、又はこれに準ずる措置がなされた場合には開催を中止する」旨を明示しておく。

(2) 入場時の体調チェック及び登録・ポリシー周知・手洗い

[入場までの流れ]

①体調・マスクチェック→②登録→③ポリシー周知→④手洗・消毒→⑤入場

①体調・マスクチェック

- ・健康状態申告書（様式3）を参加者に提出させる。
- ・非接触式体温計を使用して参加者の検温を行い、37.5℃以上の場合又は、健康状態申告書（様式3）に記載の体温が37.5℃以上の場合には入場を認めない。

- ・会場ではマスク着用を原則とする。未着用の場合は入場を認めない。
なお、入場後も原則はマスクを着用する。（マスクを外すことが可能なケースについては別紙を参照のこと）
- ・講師、運営スタッフはサージカルマスクに準じた不織布マスクを着用する。
- ・健康状態申告書（様式3）を持参しない参加者には、受付で記入を求めることとするが、別室で記入いただく等、密集とならないよう対策を講じる。

②入場登録

- ・密集、密接を防ぐため徹底した入場管理を行う。
- ・キャンセルへの対応
体調不良の方の参加を抑制するためにも、参加者の払い戻し措置等を規定（明示）しておく。

③「行事参加行動ポリシー」の周知

- ・事前準備で作成した「行事参加行動ポリシー（留意事項）」を参加者に配布し、周知・徹底する。
- ・行事冒頭にて参加者への説明を行う。

④手洗い・消毒

- ・受付に設置したアルコール手指消毒液による消毒や液体石けんによる手洗いを参加者に徹底する。

⑤入場

- ・以上④までを行った参加者に、入場を許可する。
なお、入場後もトイレ等に液体石けんなどを設置し、手洗いを小まめに行うことを推奨する。

【受付・入場時の留意事項】

- ・受付では、参加者同士の間隔が1 m以内とならないよう留意する。

（3）行事責任者による適切な環境管理

行事の内容、開催規模、開催時間、参加者の特性に応じ、次のことを基本として感染リスク回避のための対策・対応を徹底する。

- ①行事の途中でも適宜手洗い・消毒ができるような場を確保する。
- ②共用物や利用者の手が触れる場所は、アルコールや次亜塩素酸水等を含有したもので拭き取りを定期的（2時間に1回）に行う。
- ③参加者に大声を出させない、相手と近接しての会話や私語を控える環境づくりを行う。
- ④密集、密接状態の防止と感染防止対策
 - ・屋内、屋外及び個別の行修毎における、人を密集させない環境（距離）の確保や、マスクの着用について、別紙のとおりとする。
 - ・特に屋内の場合、会場に入る人数を会場の定員の半数程度以下とし、入退場やトイレ使用時に時間差を設けるなど人が密集、密接しないよう工夫する。

- ・屋内、屋外及び個別の行事に関する感染防止対策については別紙を遵守の上実施する。
- ・中規模以上のイベント（参加者30名以上）においては、入場時刻を印字した整理券を発行するなどし、入場時の集中を緩和する。
- ・入退場の入口を分離する、パーテーション等による人の流れの一方通行化など、人と人が交錯する機会を極力減らすよう配慮する。
- ・席を一席空けるなど、参加者同士の間隔をできるだけ2m（最低1m）確保する。また、席は指定席とし、途中で席を移ることを禁止する。
- ・講師と客席（参加者）との間隔を2m以上確保する。
- ・個別指導を行う場合も、相手との間隔を2m（最低1m）確保して行う。
- ・ある特定の場所や施設等に人が集中する可能性がある場合は、そうした場所を使用休止にするなどの工夫を行う。

⑤換気による密閉回避（屋内）

- ・会場内を換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転を実施する。また、外気を取り入れるよう、2方向以上の窓を開けて常時換気を行う。
- ・1時間毎に休憩を入れ、換気を行う。
- ・2時間毎に10分以上の休憩及び換気を行ったうえで、行事を継続する。

⑥更衣室の使用条件

- ・更衣室へ同時に入室できる人数を制限する。（利用定員の半分以下とする）
- ・使用中は常時換気し、私語及び飲食を禁止とする。
- ・マスク着用を原則とする。

⑦配布物に関する留意事項

- ・配布物は消毒し（紙類は除く）、配布する際も手指を消毒して配布する。

（４）飲食関連

- ①熱中症予防のため、各自ペットボトル1本の飲料水を用意させ、飲水を適宜呼びかける。コップを使用する場合は使い捨てのものに限定し、ペットボトルやコップには氏名を記載させる。
- ②食事は、会場内の決められた席で、全員同一方向を向き黙ってとる（黙食）。
- ③このとき、配膳や下膳の際の感染リスクを避けるため、次の二つの方法から選択する。
 - ・配膳の際、手指を消毒したスタッフがワゴンなどに弁当を載せて各列を回り、参加者に各自の弁当を取ってもらう。下膳の際も同様の方法で行う。
 - ・参加者は弁当を持参する。また食事後のごみは各自で持ち帰る。

（５）喫煙

- ・止むを得ず喫煙する場合は指定場所とするが、多くの喫煙者が見込まれる場合は、「健康増進法の一部を改正する法律」に基づき別途喫煙所を設け、感染防止の観点から人を密集・密接・密閉させないための運用を徹底する。
- ・喫煙中は私語及び飲食を禁止とする。

(6) ゴミの処理

- ・ 行事責任者は密閉できるゴミ箱や破れにくいゴミ袋を用意し、出たゴミは持ち帰る。
- ・ ゴミの回収担当者は、マスク・手袋を着用し、マスクや手袋を外した後は、必ず液体石鹸で手洗いを行う。
- ・ 行事責任者でゴミ処理ができない場合は、参加者各自が自分のゴミを持ち帰るよう徹底する。

(7) トイレの利用

- ・ トイレはふたをして汚物を流す。また、利用後の手洗いの際、乾燥器の不使用、タオルを共用しないことを周知する。

(8) 熱中症への対応について

- ・ 部屋の換気を確保しつつ、エアコンを利用する等、部屋の温度調節を適切に行う。
- ・ 高齢者、子ども、障害のある方は熱中症になりやすいので特に注意し、3密を避けながら、積極的に声かけを行う。
- ・ 暑い日や時間帯には無理をさせない。（急に暑くなった日は特に注意）
- ・ マスクを着用した状態で、運動や負荷のかかる作業は避ける。
- ・ 水分補給（特に喉が渇く前）、大量に汗をかいた後の塩分補給を徹底する。

(9) 体調不良者が出た場合の対応

- ・ 体調不良者を確認した運営スタッフは、速やかに行事責任者又は救急担当者に連絡し、その後の対応は医療従事者や救急担当者等に限定する。（状況を伝える場合には間隔を開けて他のスタッフに伝言していくこと等に留意する）。
- ・ 大規模な行事（参加者100名以上）の場合には、常駐する医療従事者が対応し、それ以外の行事の場合には、救急担当者から連絡体制に記載された医療従事者等に連絡する。
- ・ 行事の途中で体調不良者が出た場合、その後の周囲の状況等、諸般の事情を考慮し、安全性の確保について疑問が生じた場合は医療従事者の意見も聞いた上で行事の中止も検討する。

(10) 物販

- ・ 会場での物販については、次の点に留意の上、行うことができる。
 - ① 販売コーナーではとくに換気に留意するとともに、私語の禁止、手指消毒の励行を指導する。
 - ② 販売コーナーでは密集・密接することのないよう、お互いの間隔が1m以内に接近しないように指導する。
 - ③ ②を前提に商品を陳列する。なお、感染拡大防止のため、なるべく見本品を準備することが望ましい。

(1 1) 打ち上げ等の禁止

- ・ 行事終了後の打ち上げや懇親会等、行事前後における会場内外での感染リスクのある行為は行わないよう、参加者に強く要請する。

(1 2) 行事保険への加入

- ・ 財団にて行事保険加入手続を円滑に進めることができるよう、行事責任者は財団の指示に従い適切に書類を作成、提出し、必ず行事保険に加入してもらう。

(1 3) 事後フォロー

- ・ 収集した個人情報、目的達成のために利用し、法令に基づく場合又は本人の同意がある場合を除き、他に利用及び提供することがない旨を明示する。
- ・ 参加者名簿（様式 4）を作成し、財団の関係規則に準じて管理する。
- ・ 参加者には、1 4 日間を目安に 1 日 1 回、発熱の有無を確認してもらうことを依頼する。また、この期間中、新型コロナウイルスへの感染が判明した場合は、直ちに行事責任者への連絡を徹底する。
- ・ 行事責任者は、健康状態申告書を 1 ヶ月間保管し、参加者に感染者が出た場合における保健所などの聞き取り調査への協力、使用した施設内の消毒除染の手配とその負担について協力する。

II 個別事項

「I 一般事項」に加え、別紙の記載事項についても遵守すること。

【本ガイドラインの取扱い】

- ・ 本ガイドラインは、令和 3 年 1 2 月 1 日から適用する。
- ・ なお、国内での新型コロナウイルスの感染の広がりや感染状況、新型コロナウイルスに関する最新の知見等を踏まえ、適宜、適用や見直しを行うものとする。

1 マスク着用の原則

- (1) 屋内行事においては、人を密集させない環境【できるだけ2m（最低1m）※¹】を確保し、講師を含む参加者全員のマスク着用を原則とする。

但し、講師と客席最前列との間で一定距離（2m）を確保すれば、講師はマスク着用なしに講義を行うことができる。

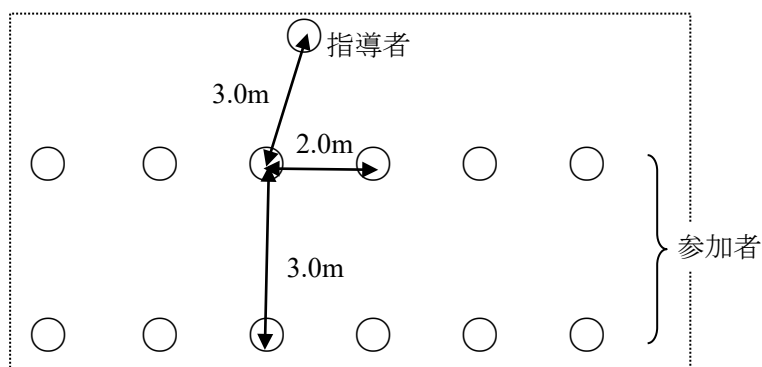
※1 正対する場合は2.0m以上。

- (2) 屋外行事においては、指導者※²を含む参加者全員が一定条件の下に整列した状態にある場合に限り、希望者はマスク着用なしに行修を行うことができる。

【屋外でマスクを外す※³場合の条件】

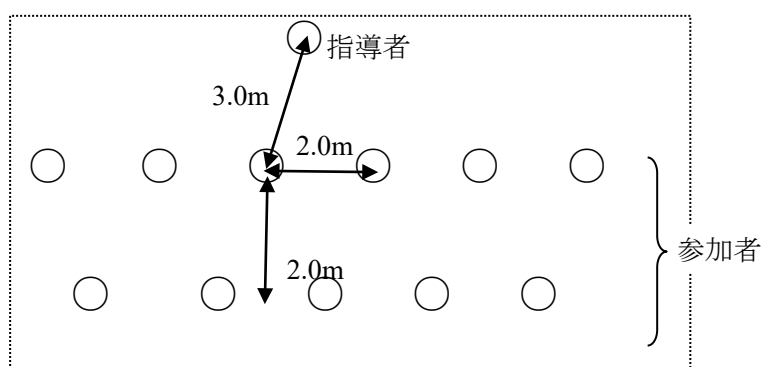
①前後左右に整列する場合

- ・参加者同士の間隔 正対せずに前後3.0m ・正対せずに左右2.0m
- ・前に立つ指導者との間隔 正対せずに参加者と3.0m



②市松模様で整列する場合

- ・参加者同士の間隔 正対せずに前後左右2.0m
- ・前に立つ指導者との間隔 正対せずに参加者と3.0m



但し、マスクの脱着は指導者の号令の下に行い、移動時も含めて上記整列ができていないときはマスク着用を原則とする。

※2 指導にあたる講師、行修リーダー等をいう。

※3 外したマスクは各自持参したビニール袋に入れて保管させる。

2 行修における個別事項

(1) 朝 礼

- ①屋内での朝礼は、呼吸法、運動法、光線呼吸を除き、1（1）の条件の下でひととおり行うことができる。
- ②屋外での朝礼は、上記1（2）の条件の下でひととおり行うことができる。
- ③留意事項は次のとおり。（呼吸法、運動法、光線呼吸を含む）
 - ・実習中の私語は禁止とする。

(2) 養動法、安定打坐法

- ①屋内での養動法、安定打坐法は、1（1）の条件の下でひととおり行うことができる。
- ②屋外での養動法、安定打坐法は、上記1（2）の条件の下でひととおり行うことができる。
- ③留意事項は次のとおり。
 - ・実習中の私語は禁止とする。

(3) ひとりマッサージ

- ①ひとりマッサージは屋内で、1（1）の条件の下で行うことができる。
- ②留意事項は次のとおり。
 - ・実習前後に指導者を含む参加者全員の手指消毒を行う。
 - ・接触感染を防ぐため、参加者に顔面やマスクを触らせない。
（鼻、歯茎、顔面のマッサージは行わない）
 - ・実習中の私語は禁止とする。

(4) 実験

- ①実験は屋内で、1（1）の条件の下で行うことができる。
但し、実技（壇上での見本含む）については、マスク着用を必須とし、かつ密接の時間をできる限り少なくし、ひととおり行うことができる。この際、マスクを着用していない講師は壇上での見本者含め参加者との距離を2.0m以上確保する。
- ②留意事項は次のとおり。
 - ・使用する道具、器具は実習前後に消毒を行う。
 - ・実習前後に指導者を含む参加者全員の手指消毒を行う。
 - ・実習中の私語は禁止とする。

(5) 精神機能訓練

- ①精神機能訓練は屋内で、1（1）の条件の下で行うことができる。
但し、実技（壇上での見本含む）については、マスク着用を必須とし、かつ密接の時間をできる限り少なくし、ひととおり行うことができる。この際、マスクを着

用していない講師は壇上での見本者含め参加者との距離を2.0 m以上確保する。

②留意事項は次のとおり。

- ・使用する道具、器具は実習前後に消毒を行う。
- ・実習前後に指導者を含む参加者全員の手指消毒を行う。
- ・実習中の私語は禁止とする。

(6) 参加者による発表

①参加者による発表は、1(1)の条件の下で行うことができる。

この場合、発表者を1(1)における講師と読み替えることができる

②発表及び質疑応答、意見交換は講義形式にて次のように行う。

- ・発表者は一人ずつ壇上に上がって発表する。
- ・質疑応答、意見交換は壇上と客席との間でのみ行う。

③留意事項は次のとおり。

- ・実習中の私語は禁止とする。